

議案第55号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の長の資格要件を改める等の必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条中「以下」を「次条を除き、以下」に改める。

第12条中「児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第29条第1項第4号ア中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第37条第1項中「修得させる」を「習得させる」に改め、同項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第57条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第91条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第99条第1項中「かつ、」の次に「人材育成センター（）」を加え、「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という）」を「人材育成センターをいう。以下同じ」に改め、同項第3

号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第29条第1項第4号アの改正規定（「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に改める部分に限る。）、第37条第1項各号列記以外の部分の改正規定及び第99条第1項の改正規定（同項第4号ア及びイに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

（福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

- 3 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表第11条の項中「以下」を「次条を除き、以下」に改める。

（福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

- 4 福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表第11条の項中「以下」を「次条を除き、以下」に改め、同表第12条の項中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。